

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る
発注支援及び敷地造成実施設計等業務

仕 様 書

三 木 市

目 次

第1章 総則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務の名称	1
第3節 業務の場所	1
第4節 業務の期間	1
第5節 適用の範囲	1
第6節 関係法令等の遵守	1
第7節 業務管理	1
第8節 資料の提供	2
第9節 秘密の保持	2
第10節 成果品の審査	2
第11節 疑義	2
第12節 成果品	2
第2章 業務内容	3
第1節 入札・契約に関する支援	3
第2節 (仮称)事業者選定委員会の運営支援	5
第3節 敷地造成実施設計	6
第4節 地質調査	7
第5節 次期ごみ処理施設の都市計画決定(変更)図書の作成支援	8
第6節 費用対効果分析	9
第7節 循環型社会形成推進地域計画の改定	9

第1章 総則

第1節 業務の目的

本業務は、三木市（以下、「本市」という。）が計画している次期ごみ処理施設（焼却施設、リサイクル施設）の整備及び運営を DBO 方式により適正かつ確実に推進するため、DBO 方式に関する幅広い知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことのできる能力を有する者の支援を受けることを目的とする。

第2節 業務の名称

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援及び敷地造成実施設計等業務

第3節 業務の場所

兵庫県三木市

第4節 業務の期間

契約締結の日より、令和9年3月31日までとする。

ただし、循環型社会形成推進地域計画の改定については、令和7年9月30日までに成果物を納品するものとし、その他については必要に応じて別途協議する。

第5節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う「三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援及び敷地造成実施設計等業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

第7節 業務管理

受託者は、専門的な知識を必要とするものについては十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく円滑に業務を遂行するものとする。

- (1) 管理技術者（業務責任者）は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門のうち選択科目が「廃棄物・資源循環（旧選択科目の廃棄物管理又は廃棄物管理計画を含む）」の資格を有するとともに、（平成26年4月1日以降に契約し、令和7年2月28日時点で業務が完了しているもの。）にごみ処理施設整備に係る発注支援業務委託経験をもつ社員とし、業務全般にわたり技術的な管理を行うものとする。

- (2) 照査技術者は、技術士法に定める技術士(衛生工学部門のうち選択科目が「廃棄物・資源循環(旧選択科目の廃棄物管理又は廃棄物管理計画を含む)」の資格を有する社員とし、業務内容に関して精査・検証を行うものとする。
- (3) 担当技術者(業務担当者)は、実務経験3年以上で技術士補(衛生工学部門)の資格を有する者及び技術士(都市及び地方計画)の資格又は RCCM(都市及び地方計画)の資格を有する者を有する者を選任すること。
- (4) 管理技術者と照査技術者は兼務することができない。

第8節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本市に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

第9節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第10節 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に本市の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。この場合、修正に要した経費は受託者の負担とする。

第11節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

第12節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ● 報告書(A4版) | : 2部 |
| ● 都市計画決定に係る縦覧図書(事前協議用、縦覧用) | : 各3部 |
| ● 敷地造成設計報告書(A4版) | : 2部 |
| ● 電子データ | : 一式 |

第2章 業務内容

第1節 入札・契約に関する支援

1. 事業条件の整理

(1) 法的制約、必要な法的手続き等

許認可の取得関連、有資格者の配置、再エネ法に係る申請等、施設整備や運営にあたっての法的制約や必要な法的手続き等について、先行事例を参考に整理する。

(2) 事業範囲、官民の役割分担

先行事例を参考に、本市及び民間事業者の業務内容を整理する。また、本市の担当する業務をふまえ、モニタリングを含む本市の体制についても、先行事例を参考等に検討する。

(3) リスク分析及び官民のリスク分担

先行事例を参考に本事業のリスクを特定し、リスク分担を検討する。

(4) 事業スキーム・契約方法の検討

先行事例を参考に、事業スキームや、それをふまえた契約形態について整理する。

(5) 施設規模の検討

最新の実績値を踏まえたごみ排出量及び助燃剤発生量等の将来推計を行い、その推計値に基づき施設規模を検討する。

(6) 事業者選定方法の検討

先行事例を参考に、発注方式・事業者選定の手順・審査方法・スケジュール及び民間事業者参加資格条件等の検討を行う。

2. 実施方針及び要求水準書（案）の作成及び公表等の支援

本事業の実施方針及び要求水準書（案）について、次の事項の支援を行う。

(1) 実施方針の作成

以下に示す事業条件等の整理を行い、これらの内容をふまえて実施方針及び実施方針に関する意見・質問書等、本市が行う実施方針公表手続きに必要な書類等の作成を行う。

- ・ 事業内容の整理
- ・ 特定事業の選定
- ・ 業務範囲の区分け設定（本市と民間事業者）
- ・ リスク分担の整理（本市と民間事業者）
- ・ 応募者の参加資格要件の設定
- ・ 民間事業者の募集及び選定スケジュールの策定
- ・ 民間事業者の審査及び選定方法の整理
- ・ 落札者決定後の手続きの整理
- ・ 事業モニタリング（設計・建設／運営・維持管理／事業終了）の考え方の整理
- ・ 施設建設に関する事項の整理
- ・ 事業破綻等の回避措置の整理

- ・法律上の課題等（法的規制、法的手続き等）の整理
- ・税制等に関する事項の整理
- ・その他必要な事項についての整理

(2) 実施方針に対する質問・意見の整理と回答の作成

本市が公表した実施方針に対する民間事業者からの質問・意見についての検討のうえ、回答を作成する。

(3) 実施方針の修正、公表支援

公表した実施方針の内容に修正が必要となった場合、その内容の修正をするとともに、再公表にあたって必要な支援を行う。

(4) 要求水準書（案）の作成

実施方針の内容をふまえ、要求水準書（案）の作成及び要求水準書（案）に関する意見・質問書等、本市が行う要求水準書（案）公表手続きに必要な書類等の作成を行う。

作成にあたっては、本市の意向を反映した施設の整備（設計・建設）及び運営・維持管理に関する条件を整理する。

なお、施設の整備に関する事項は、令和4年度に作成した発注仕様書（案）をベースにする。

(5) 要求水準書（案）に対する質問回答書（案）の作成

本市が公表した要求水準書（案）に対する民間事業者からの質問内容を整理し、質問回答書（案）や追加・修正資料等を作成する。

(6) 要求水準書（案）の修正、公表支援

本市が公表した要求水準書（案）の内容に修正が必要となった場合、その内容の修正、再公表にあたって支援を行う。

3. 特定事業の選定に係る資料作成

本事業の特定事業の選定について、次の事項の支援を行う。

(1) 参考見積の準備及び整理

特定事業の選定や予定価格の検討材料とするため、公表した実施方針及び要求水準書（案）に基づき、民間事業者に参考見積の提出を依頼するための準備を行う。参考見積は、民間の創意工夫を活かした自由な提案についても、積極的に受け入れるものとする。

以上の目的をふまえて参考見積の様式や提案を求める事項について整理を行う。なお、対象企業としては実施方針で提示した資格要件を満たす企業とする。

(2) VFM の算出、特定事業の選定に関する公表資料の作成

事業実施に係る VFM の検討、分析、評価を行い、VFM 算出結果を基に特定事業の選定に関する公表資料（案）を作成する。

4. 事業者の募集・選定・契約等に係る支援

本事業を DBO 方式で進めるために必要となる次の事項の支援を行う。なお、実施にあた

っては、事業者選定委員会の提言や意見をふまえたうえで必要な部分は適宜見直すこととする。

(1) 事業者の募集・選定・契約に係る書類等の作成

本事業の事業者を募集するにあたって必要となる次の書類等を作成し、公表するための支援を行う。

- ①事業者選定の説明書
- ②提案様式集
- ③審査基準
- ④予定価格
- ⑤基本協定書（案）
- ⑥事業契約書（案）
- ⑦その他関係書類

(2) 公表書類に対する質問・意見の整理と回答（案）の作成

公表した募集書類に対する民間事業者からの質問・意見について検討のうえ、回答を作成する。

(3) 民間事業者からの提案書類の整理

事業者募集後の資格審査及び本審査について、必要となる提案書類のとりまとめや精査を行う。

(4) 審査結果のとりまとめ

選定委員会において審査された結果をとりまとめ、審査講評の作成等、公表するための支援を行う。

(5) 事業契約締結等の支援

選定された事業者との協定・契約に係る交渉及び締結に関する支援を行う。

第2節 （仮称）事業者選定委員会の運営支援

DB0方式等で事業を実施するにあたっては、専門性や客観性を確保するため、学識経験者等で構成する（仮称）事業者選定委員会を設置する予定であり、その運営に係る支援を行う。事業者選定委員会は5回程度の開催を予定している。

なお、開催に係る会場費、委員交通費、委員報酬等は本市が負担する。

1. 必要な資料の作成

事業者選定委員会の運営に必要な資料の作成を行う。委員会資料は要点や論点を中心に整理し、円滑な審査が行えるよう考慮すること。

また、会議資料作成のほか、本市が委員長に対し事前説明を行う際は、必要に応じて同行すること。なお、委員の選定は本市が行うが、これに関する支援も行うこと。

2. 事業者選定委員会への出席及び資料説明等の支援

全ての事業者選定委員会へ出席し、議事進行の支援、資料説明及び質問への対応等の支援を行うとともに、議事録（全文文字起こし及び概要）を作成する。

第3節 敷地造成実施設計

1. 造成実施設計

次期ごみ処理施設の敷地造成（上物施設や外構緑地などを除く基盤整備）について、基本設計時の計画を基に関係機関との協議調整を図り、工事に向けた実施設計を行う。

(1) 設計条件の整理

既存資料や現地踏査の結果をもとに、関連計画、現況土地利用や地形状況の基本事項を確認し、造成実施設計に必要な条件を整理する。

(2) 整地設計（A=3.00ha）

基本設計で設定した造成高さをもとに、造成計画平面図・横断図を作成し、土量計算を行う。

(3) 排水設計

基本設計の排水計画に基づき、造成地内の雨水排水施設について工事实施に必要な設計図の作成及び数量算出を行う。

また、汚水については、公共下水道までの設計図の作成及び数量算出を行うこと。

(4) 防災設計

基本設計の防災計画に基づき、工事中の雨水排水対策として造成地内の防災施設及び造成地外の沈砂池等について、工事实施に必要な設計図の作成及び数量算出を行う。

(5) 調整池実施設計

基本設計の調整池検討結果を精査した上で、工事实施に必要な設計図の作成及び数量算出を行う。

2. 許可申請書作成

事業の実施にあたり必要となる関係法令の許認可申請等について、スクリーニングを実施し、必要な許認可申請を整理するとともに、関係機関協議を実施のうえ、許認可申請に必要な図書を作成する。

なお、許可申請及び届出等に必要となる同意書（施工同意・隣接同意）については、本市より提供する。

本業務で対象とする法令関係は、現在時点で下記表を想定するが、実施段階においては、監督員と協議のうえ、実施する項目を決定するものとし、実施項目にて変更契約の対象とする。

番号	項目
1	都市計画法 29 条 事前協議
2	都市計画法 29 条 開発行為協議申出

3	都市計画法 32 条 公共施設管理者同意・協議
4	森林法第 5 条 林地開発連絡調整
5	土壌汚染対策法第 4 条 形質変更の届出
6	兵庫県総合治水条例届出

3. 照査

提出する設計図書・数量計算書及び報告書等の内容について、照査技術者による技術上の照査を行う。

4. 報告書作成

本業務の成果を整理し、本業務の経過経緯やコントロールポイント、設計条件等の要件をとりまとめた報告書を作成する。

第 4 節 地質調査

1. 目的

防災調整池の設計に必要となる地盤情報を取得するために、ボーリング調査を 3 箇所を実施する。

2. 調査数量

調査予定数量は、下記のとおりである。ボーリングの掘り止めや試験深度については、地盤状況に応じて監督員と協議のうえで決定するものとし、実績にて変更契約の対象とする。

また、ボーリング資機材の運搬はモノレールを見込んでいるが、仮設方法は任意とし、大幅な位置の変更がある場合を除いては、変更契約の対象としない。

(1) 土質ボーリング（ノンコア、鉛直下方、50m 以下）

礫混じり土砂（φ 66mm） 27m

礫混じり土砂（φ 86mm） 12m

(2) 標準貫入試験

礫混じり土砂 39 回

(3) 現場透水試験

ケーシング法 3 回

(4) 運搬

資機材運搬 2 回

モノレール運搬（200m 超 300m 以下） 1.3t

モノレール機械器具損料（200m 超 300m 以下） 22 日

モノレール架設・運搬（200m 超 300m 以下） 1 箇所

(5) 準備費等

準備及び跡片付け 1 業務

調査孔閉塞 3 箇所

給水費（ポンプ運転） 3 箇所

足場仮設（平坦地） 3箇所

(6) 解析等調査

既存資料の収集・現地調査	1 業務
資料整理とりまとめ	1 業務
断面図等の作成	1 業務
総合解析とりまとめ	1 業務
打合せ	1 業務

第5節 次期ごみ処理施設の都市計画決定（変更）図書の作成支援

1. 決定理由の検討

都市施設として、都市計画決定（変更）の必要性を検討して、決定（変更）理由を作成する。

2. 都市計画決定図書の作成

都市計画決定（変更）の図書を作成する。

- ・総括図
- ・計画図
- ・計画書

3. 都市計画決定参考図書の作成

次期ごみ処理施設整備基本計画や基本設計資料を参考に、以下の参考図書を作成する。

- ・平面計画図
- ・公図
- ・求積図
- ・区域図（計画区域の座標など）
- ・新旧対照図、新旧対照表（変更の場合）
- ・概要書（施設概要）
- ・関係機関との調整（関係機関の一覧、協議書の鑑の写し）
- ・地元説明会の概要（開催日時、場所、参加人数、質疑応答の概要）
- ・都市計画策定の経緯
- ・事業計画
- ・スケジュール
- ・上位計画の位置づけ
- ・車両動線図
- ・立面図、各階平面図
- ・規模根拠資料

4. 地元説明会の支援

地元説明会での説明資料（パワーポイント）及び配布資料（A3 版両面カラー）を作成する。また、説明会に出席し、必要に応じて質問への対応等の支援を行うとともに、議事録（概要）を作成する。

5. 案の縦覧の支援

案の縦覧図書（都市計画法第 17 条）を作成する。

6. 都市計画審議会の支援

都市計画審議会での説明資料（パワーポイント）を作成する。また、審議会に出席し、必要に応じて質問への対応等の支援を行うとともに、議事録（概要）を作成する。

7. 関係機関協議資料の作成

県との協議資料を作成する。

8. 縦覧図書の作成

事前協議用の図書及び縦覧図書を作成する。

第 6 節 費用対効果分析

1. 費用の計測

以下の項目について検討する。

①対象とする費用（施設の建設費、年度別維持管理費等）

②対象期間

③基準年度

④総費用（現在価値） 等

2. 効果の計測

以下の項目について検討する。

①施設整備による効果

②対象期間

③基準年度

④総便益（現在価値） 等

3. 分析結果をふまえた事業の評価

年度毎の累積現在価値について費用分析費（B/C）を算出するとともに、費用・効果の生じる時期及び対象最終年における費用分析費（B/C）を算出する。

第 7 節 循環型社会形成推進地域計画の改定

1. 地域計画の策定

(1) 計画の基本的な事項

以下について整理する。

【基礎情報】

- ・対象地域
- ・計画期間

【対象地域における取組みに関する事項】

- ・ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況
- ・プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容
- ・対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況
- ・対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

以下について整理する。

- ・一般廃棄物の処理の現状と目標
- ・一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図
- ・生活排水の処理に関する現状と目標

(3) 目標達成に向けた施策

以下について整理する。

- ・処理体制
- ・処理施設等の整備
- ・合併処理浄化槽の整備

(4) 関連するその他の施策

以下について整理する。

- ・ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容
- ・プラスチック資源に関する施策内容
- ・ごみ処理手数料有料化の実施内容
- ・リチウム蓄電池に関する対策
- ・事業系ごみに関する施策内容
- ・災害時の廃棄物処理に関する事項
- ・生活排水対策

(5) 計画のフォローアップと事後評価

以下について整理する。

- ・計画のフォローアップ
- ・事後評価及び計画の見直し

(6) 添付書類等

以下について整理する。

- ・総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）
- ・その他、計画に必要な図表等

2. 国や県からの質疑等に関する対応

地域計画の策定にあたり、国や県から質疑があった場合は、その対応について支援を行う。また、国や県からの指摘により、地域計画の内容に修正等が生じた場合は、その対応を行う。